

有機農業を始める方への支援を行います！

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機転換推進事業

1. 支援の内容

有機農業を新たに始める方を対象に、**最大2万円/10a※**の支援を行います。

※ 申請総額が予算額を上回った場合は、支援単価を減額して調整します。

有機農業は
最初が大変…



転換1年目の
取組を支援!!



2. 支援対象の要件

対象者：有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内） 又は
慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者

※ いずれもこれまでに本事業による支援を受けていない者であること

要件：将来的に国際水準の有機農業※¹に取り組むこと
みどり認定※²を受けている又は受ける予定があること 等

※1 「有機農産物の日本農林規格」に定められた取組水準の有機農業

※2 みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等の認定

3. 申請の方法等

- ・各市町村（又は市町村を含む協議会）が窓口になって申請をいただくこととなりますので、農地が所在する市町村にご相談ください。
- ・申請に当たっては、交付申請書のほか以下の情報が必要となります
 - ほ場の所在地、面積、栽培品目
 - 使用する種苗や資材の情報
 - 取組内容の確認票（有機転換チェックシート）

【申請の流れ】



裏面に支援内容の詳細及びQ&Aを記載しています！

4. 支援内容の詳細

有機農業を新たに始める方を対象に、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

- ① 対象者 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内） 又は新たに有機農業に取り組む慣行農業者
※これまでに本事業による支援を受けていない者であること
- ② 対象農地 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 取組期間 本事業開始後に、播種・定植等を行い、原則、令和9年3月末までに収穫・販売が見込まれる取組が対象。
- ④ 単 価 10a あたり最大2万円
※実費ではなく面積払いの支援となります。
※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ⑤ 要件
 - ・将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
 - ・「みどり認定」を受けている又は受ける予定があること
 - ・地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること（新規就農者の場合） 等
- ⑥ 成果目標 事業実施年度の翌々年度において有機農業に取り組む面積を維持または拡大していること

5. Q&A

Q 栽培の品目に指定はありますか？

A 特に品目の指定はありませんが、牧草は対象となりません。

Q 環境保全型農業直接支払交付金と同時に交付を受けられますか？

A 同時に交付を受けることは可能です。

Q 農産物を販売していない場合でも対象になりますか？

A 農産物として販売していない場合でも、自家で加工して、加工品を販売している場合には対象になります。

Q 特別栽培から転換する場合でも対象になりますか？

A 特別栽培からの転換であっても対象になります。

☆ 交付申請書および添付書類の様式は農林水産省HPからダウンロード可能です。

【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（令和7年度補正予算）】



● 申請に当たっては、農地が所在する市町村にご相談ください。

資料作成：農林水産省 農業環境対策課 ☎ 03-6744-2114

農林水産省

www.maff.go.jp

